

周南市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

周南市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月17日 提出

提出者 周南市議会議会運営委員会

委員長 古 谷 幸 男

周南市議会会議規則の一部を改正する規則

周南市議会会議規則（平成15年周南市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第84条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない」に改め、同条第2項中「請願を紹介」の前に「前2項の」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人のときは、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び法人の名称と所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市議会会議規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故のため</u>欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、<u>出産のため</u>出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u>欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、<u>出産のため</u>出席できないときは、<u>出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前</u>の日から当該<u>出産の日後8週間を経過する日までの範囲内</u>において、<u>その期間を明らかにして</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>
<p>(請願書の記載事項)</p> <p>第84条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)</u>を記載し、<u>請願者が押印をしなければならない</u>。</p> <p>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p>	<p>(請願書の記載事項)</p> <p>第84条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び<u>請願者の住所</u>を記載し、<u>請願者が署名又は記名押印をしなければならない</u>。</p> <p>2 <u>請願者が法人のときは</u>、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び<u>法人の名称と所在地</u>を記載し、<u>代表者が署名又は記名押印をしなければならない</u>。</p> <p>3 <u>前2項の請願</u>を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p>